平成２４年（フ）第４２１号
大分市大字鴛野783番地の２　シャンテ西川６―302
債務者　安東　康弘
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６０１号
神奈川県厚木市下荻野544番地７　ヴィラ・エクセラン104
債務者　渡邉　雄二
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４６５号
沖縄県豊見城市字豊見城566番地８　ドミールとよみ406号
債務者　砂川　千秋
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４６６号
沖縄県那覇市長田１丁目10番６号　エステートＮ３―Ｄ
債務者　貝盛　長史
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第６４３号
千葉県松戸市上本郷4584番地　北総ビレッジＡ棟101号
債務者　門川　　努
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６８０号
千葉県松戸市栄町５丁目368番地　メゾンシマネ201号
債務者　大橋　広子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６９１号
千葉県我孫子市柴崎台１丁目９番６―301号　Ｃａｎａｌ　ＫＪ
債務者　君村　純一
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６９４号
千葉県柏市柏４丁目６番12―206号
債務者　齋藤　ゆみ
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７１８号
千葉県柏市布施826番地３　フォーブル101号
債務者　山崎　千里
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第９０号
山口県周南市福川１丁目15番21号
債務者　本田　　愛
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第７０１号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目８番２―405号
債務者　中西恵美子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７１０号
北九州市小倉南区大字堀越163番地
債務者　安里　可奈（旧姓木村・坪根）
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７１７号
北九州市小倉北区皿山町21番13号　コーポ角田皿山101
債務者　楠本　英貴
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７２０号
北九州市戸畑区中原西２丁目12番11―207号
債務者　山本栄一こと　崔　　榮一
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７３６号
北九州市戸畑区境川２丁目１番26号　コーポ境川101号
債務者　松下　　守
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１４６号
青森県弘前市大字松原東２丁目４番地11　市営住宅３－２
債務者　齋藤　広光
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１５４号
青森県弘前市大字樹木１丁目22番地２
債務者　工藤　祥子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
青森地方裁判所弘前支部